

本日の説明の流れ

- 1 逗子市一般廃棄物処理基本計画（案）について
【説明】 20分
【質疑応答】 20分
- 2 逗子市災害廃棄物処理計画（案）について
【説明】 20分
【質疑応答】 20分

逗子市一般廃棄物 処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

1 趣旨

- ▶現在の「逗子市一般廃棄物処理基本計画」は、2010年度（平成22年度）を初年度とし、その後10年間の計画期間とし最終年度を2019年（平成31年度）とし、この計画期間が終了する次年度である2020年度（令和2年度）を初年度とする計画を策定する必要性がありました。
- ▶しかし、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」との整合を図る必要があったため、計画期間を1年間延長しました。
- ▶このような状況から、2021年度（令和3年度）を初年度とする計画を策定しました。

一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

2 計画の位置づけ

- ▶この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項の規定に基づき、「逗子市総合計画2014-38」、「逗子市環境基本計画」等との整合を図り、長期的、総合的視点にたつて、計画的に一般廃棄物処理施策を推進するため策定します。
- ▶また、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（以下「2市1町ごみ処理広域化実施計画」といいます。）との整合性を図ります。

3 計画期間

- ▶計画期間は、令和3年度を初年度に10年間の計画期間として、目標年度を令和12年度とします。

1 ごみ処理の最近の主な施策

1 家庭ごみ処理の有料化

▶燃やすごみ、不燃ごみの処理の有料化（2015年（平成27年）10月から実施）

2 収集ごみの細分化

▶7分別から18分別区分に変更（2015年（平成27年）10月から実施）

3 集団回収に新たに3品目を追加

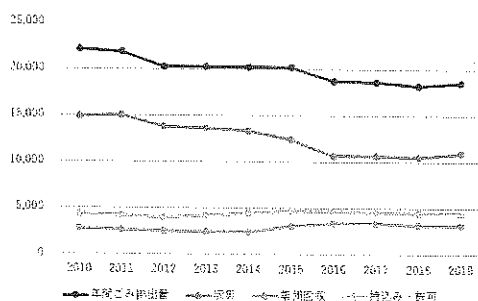
▶アルミ缶、スチール缶、家庭金物を追加（2015年（平成27年）10月から実施）

4 持込みごみの手数料の改定

▶150円/10kgから250円/10kg（2016年（平成28年）10月から実施）

2 ごみ排出量の推移

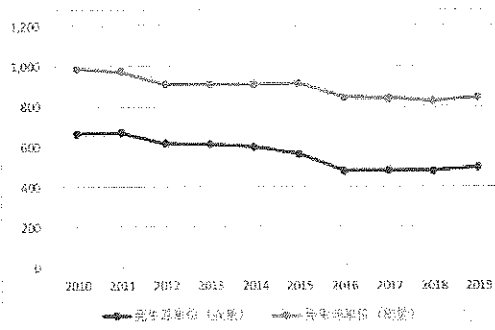
・年間ごみ排出量の推移



年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019
年間ごみ排出量	20,188	20,198	18,741	18,618	18,215	18,538
収集	13,328	12,422	10,657	10,652	10,547	10,925
集団回収	2,426	3,079	3,390	3,392	3,190	3,153
持込み・許可	4,434	4,697	4,694	4,574	4,478	4,460

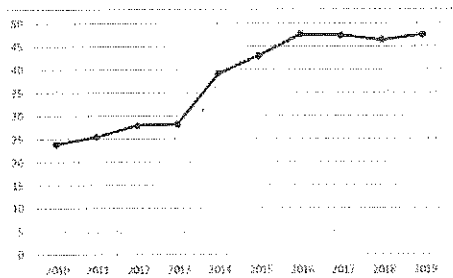
年間有料化完全実施

・ 1人1日当りごみ排出量（発生源単位）



	2014	2015	2016	2017	2018	2019
発生源単位 (収集)	601	564	482	483	481	499
発生源単位 (総量)	911	916	848	844	830	847

・ 資源化率の推移



	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
資源化率	24	26	28	28	39	43	48	47	46	48

3 目標達成状況

ごみ排出量

	実績値						目標
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成31年度
ごみ排出量 (t/年)	20,188	20,208	18,742	18,618	18,215	18,538	17,221
達成率 (%)	—	—	—	—	—	—	107.6

*平成31年度は、令和元年度にありますが目標との比較のためこの元号を使っています。(以下同じです)

資源化量

	実績値						目標
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成31年度
資源化量 (t/年)	7,894	8,682	8,917	8,816	8,453	8,804	9,110
資源化率 (%)	39.1	43.0	47.6	47.4	46.4	47.5	53.0
達成率 (%)	—	—	—	—	—	—	89.6

最終処分量

	実績値						目標
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成31年度
最終処分量 (t/年)	161	138	0	0	59	62	187
最終処分率 (%)	0.8	0.7	0.0	0.0	0.3	0.3	1.0
達成率 (%)	—	—	—	—	—	—	—

4 国・県における目標値との比較

計画	項目	目標設定内容	逗子市実績 (2019年度)
第4次資源循環型社会形成推進基本計画	一人1日当たりのごみ排出量	約850g/人/日 (2025年度)	845
	一人1日当たりの家庭ごみ排出量	約440g/人/日 (2025年度)	342
廃棄物処理法基本方針 (平成32年度目標) (2020)	排出量	平成24年度比約12%削減	8.5
	再生利用率	約27%に増加	47.5
	最終処分量	平成24年度比約14%削減	96.1
	その他	一人1日当たりの家庭ごみ排出量500g	342
神奈川県循環型社会づくり計画	生活系ごみ1人1日当たりの排出量	664g/人/日 (2021年度目標値)	642
	一般廃棄物の再生利用率	31% (2021年度目標値)	47.5

5 県内他市町との比較

	逗子市	県平均	県内相当順位	1位の値	最下位
1人当たりごみ排出量 (g/日)	830	846	9	734	3,921
1人当たりごみ処理費 (円)	12,640	11,305	16	7,065	47,106
1t当たりごみ処理費 (円)	46,691	40,217	22	24,733	66,775
最終処分率 (%)	0	9.3	1	0	13.1
リサイクル率(資源化率) (%)	46.4	24.3	3	52.5	5.9

* 県内市町村数:33

* 逗子市の費用は、葉山町からの処理負担金、可燃ごみ受入量を加味した値となっています。

6 課題

1 資源化・減量化

- 生ごみ処理容器等助成の推進
- 事業系燃やすごみの排出抑制
- 家庭からの紙ごみ分別の徹底による資源化推進

2 収集・運搬

- ごみ分別排出マナー違反に対する指導徹底

3 中間処理

- ごみ焼却施設の延命化対策の検討
- 焼却施設以外の中間処理施設更新に向けた検討

4 最終処分

- 焼却残渣等の資源化の継続性の確保

5 処理経費

- 経費削減に向けたごみ処理の効率化

など

基本理念

○資源の無駄をなくし、環境負荷の少ない循環型社会の形成に資するゼロ・ウェイストの実現を目指します。

基本方針

- 1 持続可能な循環型社会形成取組の推進
- 2 安定的・効率的な処理体制の整備
- 3 市民・事業者等との協働による循環型社会づくりの推進
- 4 廃棄物処理の広域連携の推進

1 持続可能な循環型社会形成取組の推進

(1) 食品ロス削減

- 神奈川県において、食品ロスの削減の推進に関する計画を作成中であり、市においても、県の策定状況を見ながら、食品ロスの削減の推進に関する計画の作成に取り組んでいきます。

(2) プラスチック資源循環の推進

- ① マイバッグ・マイボトル運動
- ② 指定ごみ袋のバイオマスプラスチック使用

(3) 生ごみ処理容器等購入費助成制度（継続）

1 持続可能な循環型社会形成取組の推進

(4) 家庭系生ごみを分別し資源化

(5) 資源化品目の拡大（継続）

(6) 事業系一般廃棄物の減量化・資源化

- ① 食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用
- ② 食品廃棄物の発生抑制・排出抑制
- ③ 排出事業者への適正排出の指導等
- ④ 手数料の見直し

(7) 高齢者等世帯に対するごみ出し支援について

2 安定的・効率的な処理体制の整備

- (1) ごみ処理における温室効果ガス排出の削減
- (2) 焼却施設の長期安定稼働
- (3) 広域連携の推進
- (4) 災害廃棄物の収集・処理体制の整備

3 市民・事業者等との協働による循環型社会づくりの推進

- (1) 廃棄物減量等推進員との連携
- (2) 市民活動への支援（市民・事業者との協働）
- (3) 広報活動の充実

4 廃棄物処理の広域連携の推進

- (1) 事業系一般廃棄物の減量化・資源化
- (2) ごみ・し尿処理の広域処理
 - ① 逗子市の生ごみを葉山町の資源化施設で処理
 - ② 葉山町の可燃ごみを逗子市で処理。また、令和7年度（2025年度）からは、焼却処理能力の範囲内で鎌倉市からの可燃ごみを処理
 - ③ 葉山町の容器包装プラスチックを逗子市で資源化
 - ④ 逗子市のし尿及び浄化槽汚泥を葉山町で処理

計画目標

- 1 ごみ排出に関する目標
- 2 資源化に関する目標
- 3 最終処分に関する目標

1 ごみ排出に関する目標

項目	年度 現状 (2019年度) (令和元年度)	中間年度 (2025年度)		目標年度 (2030年度)	
		(令和7年度)	対2019年度比	(令和12年度)	対2019年度比
1人1世帯平均ごみ発生量 (g/人/日)	845	815	0.96	773	0.91
1人1世帯平均家庭ごみ排出量 (g/人/日)	342	237	0.69	223	0.65
ごみ排出量 (t/年)	18,538	17,092	0.92	15,618	0.84

2 資源化に関する目標

項目	年度 現状 (2019年度) (令和元年度)	中間年度 (2025年度)		目標年度 (2030年度)	
		(令和7年度)	対2019年度比	(令和12年度)	対2019年度比
資源化量 (t/年)	8,804	10,060	1.14	9,894	1.12
資源化率 (%)	47.5	59.2	1.25	63.8	1.34

3 最終処分に関する目標

最終処分量

項目	年度	現状 (2019年度)
		令和元年度
最終処分量 (t/年)		62
最終処分率 (%)		0.3



中間年度 (2025年度)		目標年度 (2030年度)	
令和7年度	対2019年度比	令和12年度	対2019年度比
51	0.82	47	0.76
0.3	1.0	0.3	1.0

個別計画

- 1 資源化計画
- 2 収集・運搬計画
- 3 中間処理計画
- 4 最終処分計画
- 5 その他ごみ処理に関して必要な事項

1 資源化計画

1 資源化の基本方針

燃やすごみを極力少なくするため、これまでの資源化施策を継承していくとともに、新たな施策を採用し、市民・事業者の協力もと、収集・運搬体制との整合を図り、資源化を推進していきます。

2 資源化施策

- ア 拠点回収制度の見直し
- イ 家庭用生ごみ処理容器の普及促進
- ウ 家庭からの紙類等の分別資源化
- エ 燃やすごみに含まれる生ごみを分別し資源化を推進
- オ 焼却残渣の資源化

2 収集・運搬計画

1 収集・運搬の基本方針

市が収集するごみは、家庭から排出されるごみとし、事業所・商店等から排出される事業系一般廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理することを基本とします。

2 収集・運搬体制

分別区分及び収集方法は、令和6年度から新たに生ごみの分別を開始する予定です。

ごみの分別区分及び収集・運搬体制

分別区分	収集主体	収集方法	収集回数	持出方法	
燃やすごみ	町営・委託	ステーション	週2回	指定袋(有料)	
不燃ごみ	委託		週1回	指定袋(有料)	
危険有害ごみ	委託		2週1回	透明・半透明袋	
ペットボトル	委託		週1回	透明・半透明袋	
容器包装プラスチック	委託・委託		週1回	透明・半透明袋	
空き缶	委託		3週1回	透明・半透明袋	
豆・粟・糠木ごみ	委託		2週1回	透明・半透明袋	
小型家電	委託		2週1回	透明・半透明袋	
粗大ごみ	町営		戸別	随時	回収貼付
生ごみ	除却				
新聞	委託業者	ステーション	週1回(地区により異なる場合あり)	積束	
雑誌				積束	
段ボール				積束	
飲料用紙パック				積束	
ミックスペーパー				積束	
布類				透明・半透明袋	
アルミ缶				透明・半透明袋	
スチール缶				透明・半透明袋	
家庭金属	透明・半透明袋				
廃インクカートリッジ	町営				
廃蛍光灯	委託	拠点	随時	回収ボックス	
水銀気体温計					
廃食用油					
空き缶					
乾電池・小型充電池					
CD・DVD盤					
事業系	事業者による自己投入または一般廃棄物収集運搬許可業者への自主委託		随時	—	

・高齡化社会への対応

今後高齡化社会に伴い排出の増加が想定される紙おむつについては、国の動き資源化技術の開発状況等を注視し、対応について検討していきます。

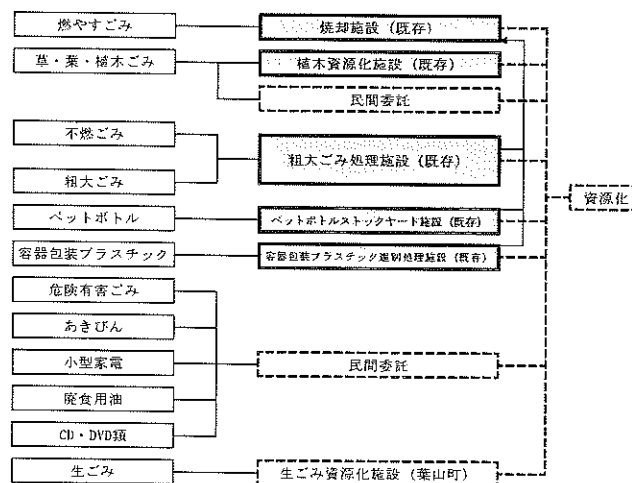
また、ごみの持ち出しが困難な方々を対象実施しているふれあい収集を継続して実施していくとともに、ふれあい収集の際の安否確認を行うなどのサービスについてもきめ細やかにしっかりと支援ができる体制について、検討して行きます。

3 中間処理計画

1 中間処理方針

効率的かつ効果的なごみ処理を推進するため、2市1町ごみ処理広域化実施計画における各市町が担う役割分担に基づいて、既存施設の活用等共同処理を推進していきます。

計画目標年度における中間処理フロー



< 中間処理 >

・ 中間処理施設整備計画

ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、容器包装プラスチック選別処理施設、ペットボトルストックヤード施設及び植木剪定枝資源化施設の中間処理施設は、計画期間中の令和12年度までは既存施設を活用し処理を継続していくものとします。

4 最終処分計画

1 最終処分方針

今後市内に新たに最終処分場を確保することは、地理的条件から困難なため既存最終処分場の延命化を図る必要があります。

そのため、最終処分の対象となる焼却残渣量の削減に努め、排出された焼却残渣等については、委託により資源化等を行うこととし、既存最終処分場への最終処分を行わないこととします。

2 最終処分場計画

ごみ焼却施設から排出される焼却残渣については、熔融固化・焼成・埋立ての中から環境負荷、コスト等を考慮して、委託により実施するものとします。

5 その他ごみ処理に関して必要な事項

1 不法投棄対策

▶市では、不法投棄を未然に防ぐため、市内の監視パトロールを実施し、また、常習箇所には、不法投棄防止警告看板を設置するなどの対策に努めます。特に悪質なケースについては、調査の上、警察に通報し、再発の抑制を図ります。

2 災害廃棄物対策

▶災害時におけるごみ処理については、2市1町の相互協力により対応します。
また、「横須賀三浦地区における一般廃棄物の処理に関する災害等相互援助協定」を締結していることから、このネットワークも活用したごみ処理を進めます。

生活排水処理の現状 及び計画

- 1 生活排水処理の現状
- 2 し尿及び汚泥処理の現状
- 3 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状

1 生活排水処理の概要

- ▶生活排水の処理は、公共下水道、単独浄化槽で処理され、その他し尿・浄化槽汚泥の収集したものは葉山町し尿等下水道投入施設に搬入し、委託により処理を行っています。

2 生活排水処理形態別人口

- ▶生活排水処理率99.1%となっています。

生活排水処理形態別の人口実績の推移

項目	年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
		(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
1. 計画処理区域内人口		59,492	60,556	60,439	59,891	59,686
2. 水洗化・生活雑排水処理人口		58,875	59,939	59,830	59,351	59,163
(1) 公共下水道		58,875	59,939	59,830	59,351	59,163
(2) 合併処理浄化槽		0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口		444	444	445	392	377
単独処理浄化槽		444	444	445	392	377
4. 非水洗化人口		173	173	164	148	145
生活排水処理率 (%)		99.0%	99.0%	99.0%	99.1%	99.1%

*平成30年度以降計可測に変更したため、各人口の実態把握が困難なため、平成27年度から平成29年度間の発生原単位を基に推計した人口となっています。

2 し尿及び汚泥処理の現状

・し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

項目	(k l / 年)					
	年度 (平成27年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
し尿		220	185	188	171	168
浄化槽汚泥		113	110	124	105	101
合計		333	295	312	276	269

・1人1日当たり排出量の推移

項目	年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	平均
		(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)	
し尿	人口(人)	173	173	164	148	145	—
	排出量(k l / 年)	220	185	188	171	168	—
	発生単位数(1/人日)	3.5	2.9	3.1	3.2	3.2	3.2
浄化槽汚泥	人口(人)	444	444	445	392	377	—
	排出量(k l / 年)	113	110	124	105	101	—
	発生単位数(1/人日)	0.7	0.7	0.8	0.7	0.7	0.7

※平成29年度以降許可制に変更したため、各人口の算出根拠が異なるため、平成27年度から平成29年度間の発生単位数を算出に使用した人口と異なります。

3 生活排水処理基本計画

1 基本方針

▶生活排水処理は、公共下水道整備率が100%達成しており、下水道を基本とします。なお、下水道に未接続の家屋に対しては下水道に接続するように啓発、指導し、清潔で快適な生活環境の実現と河川・海の水質保全のために生活排水処理率100%を目指します。

2 し尿・浄化槽汚泥処理計画

① 収集区域

▶し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、行政区域全域

② 収集対象

▶収集対象は、し尿及び浄化槽汚泥とします。

③ 中間処理

▶収集したし尿及び浄化槽汚泥は、葉山町し尿等下水道投入施設に搬入し、委託で処理をします。

計画の進行管理

➤Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより、概ね5年ごとに見直しを図っていきます。

